欧州・中央アジア

国又は地域	単位	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第１項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請かつ未交付失効）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第２項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第１項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第２項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第４号及び政令第５条第１項第４号に規定する手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号及び政令第５条第１項第５号に規定する手数料（渡航書）
セルビア	ｾﾙﾋﾞｱ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	4,950	9,700	4,650	9,350	4,950	9,700	4,650	9,350	1,250	1,950
タジキスタン	ﾀｼﾞｷｽﾀﾝ・ｿﾓﾆ	485	946	454	915	485	946	454	915	123	192
チェコ	ｺﾙﾅ	1,010	1,970	950	1,910	1,010	1,970	950	1,910	260	400
デンマーク	ﾃﾞﾝﾏｰｸ・ｸﾛｰﾈ	315	615	295	595	315	615	295	595	80	125
ドイツ	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
トルクメニスタン	ﾄﾙｸﾒﾆｽﾀﾝ・ﾏﾅﾄ	158	308	148	298	158	308	148	298	40	63
ノルウェー	ﾉﾙｳｪｰ・ｸﾛｰﾈ	485	945	455	915	485	945	455	915	125	190
バチカン	ﾊﾞﾁｶﾝ・ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
ハンガリー	ﾌｫﾘﾝﾄ	16,200	31,500	15,100	30,500	16,200	31,500	15,100	30,500	4,100	6,400
フィンランド	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
フランス	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
ブルガリア	ﾚｳﾞ	83	162	78	157	83	162	78	157	21	33
ベラルーシ	ﾍﾞﾗﾙｰｼ・ﾙｰﾌﾞﾙ	131	256	123	248	131	256	123	248	33	52
ベルギー	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
ポーランド	ｽﾞﾛﾃｨ	197	384	184	372	197	384	184	372	50	78
ボスニア・ヘルツェゴビナ	ｺﾝﾊﾞﾙﾃｨﾋﾞﾙﾅ・ﾏﾙｶ	83	162	78	157	83	162	78	157	21	33
ポルトガル	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
マルタ	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
モルドバ	ﾓﾙﾄﾞﾊﾞ・ﾚｲ	834	1,629	781	1,576	834	1,629	781	1,576	212	331
ラトビア	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
リトアニア	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
ルーマニア	ﾚｲ	210	410	195	395	210	410	195	395	55	85
ルクセンブルク	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
ロシア	ﾙｰﾌﾞﾙ	3,600	7,030	3,370	6,800	3,600	7,030	3,370	6,800	910	1,430